1 漁業権者の	名 称	普代村漁業協同組合						
名称及び住所	住 所	下閉伊郡普代村第9地割字銅屋31番地4						
2 漁業権の免	内共第4号(普代川)							
許番号								
3 遊漁につい	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域		期	間	
ての制限の範	等の制限	やまめ	竿釣り(餌釣り	普代川本支流	3月1日から9月30日まで			
囲			擬餌釣り)	の免許区域				
		さくらます	IJ	11	3月1日だ	3月1日から6月30日まで		
		いわな	IJ	"	3月1日だ	いら9月30	日まで	
		うぐい	IJ	"	1月1日から12月31日まで			
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範						
		囲を制限することがある。						
	(2) 全長の制限		名 称			禁止に係る全長		
		やまめ 13センチメートル以下						
		いわな(ひかりを含む。) "						
		うぐい			- 14	<i> </i>	// // / / / / / / / / / / / / / / / / /	
4 遊漁料の額	区分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日券	年 券	納付場所	
及びその納付	(1) 一般遊漁料	全魚種	やまめ さくら		500円	3,000円	組合事務所	
方法			ます いわな うぐい	擬餌釣り)				
		イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。						
		ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、幼児、小学校児童、						
		中学校生徒、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、100円を加算した額とする。						
5 遊漁承認証	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。							
に関する事項	(2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。							
6 遊漁に際し	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。							
守るべき事項	(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。							
	(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。							
	(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。							
7 漁場監視員	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。							
に関する事項	(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。							
8 違反者に対	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者							
する措置に関	の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。							
する事項								